

令和 4 年 5 月 17 日現在

機関番号：32527

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2021

課題番号：18K13097

研究課題名（和文）教育政策における研究活用に関する日英比較研究

研究課題名（英文）A Comparative Study of Japan and England: Focusing on Evidence-based Policy-Making in Education

研究代表者

小野 まどか（ONO, Madoka）

植草学園大学・発達教育学部・講師

研究者番号：00761868

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、日英両国の教育政策形成の際に用いられる研究結果をどのような判断基準で選別しているのかを比較分析することで、わが国の教育政策形成における教育における研究結果の活用の意義と問題点について示唆を得ることである。

本研究では、ナショナル・カリキュラムを改訂する際の教育実践の研究結果を活用する際に、両国においての相違や共通点が見られた。時の政治や組織体制に教育が左右されることなく体系的な研究成果の蓄積と研究成果に基づく教育政策の実現を行っていくための政策形成過程における手法の確立が求められる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果により、わが国の教育政策形成における教育実践における研究結果の活用の意義と問題点について示唆を得ることができる。具体的には、英国のように学習指導要領のどの内容を改訂するかを射程に入れた研究テーマを設定したモデル事業を実施し、その成果を評価することによって学習指導要領の改訂を検討することが挙げられる。また、研究成果を体系的に蓄積させていくとともに、モデル事業での取り組みを改善させていくことで学習指導要領に反映した際に学校現場の混乱を最小限にしていけることが求められる。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to focus on selecting the research finding for educational policy making in Japan and UK, and to suggest about significance and issue point on using of the research finding for educational policy making in Japan by comparing and analyzing. This study shows the common point and difference point in two countries that using the research finding of the educational practice for revising the National Curriculum. And the study compares the Experimental Schools System (ESS) and others that used to revise the Course of Study as evidence in Japan and the 3D printer pilot school and others that was used to revise the National Curriculum as evidence in UK. It is need to establishment of method that the systematic accumulation of research finding and the implementation by the research finding based educational policy without impact by politics and organizational structure.

研究分野：教育学

キーワード：教育政策 エビデンス 比較研究 モデル事業

1. 研究開始当初の背景

近年、エビデンスに基づく政策形成は各国共通の関心事といえる。わが国においても 2000 年以降エビデンスに基づいた教育政策形成の必要性が高まる一方で、その整備は十分に確立されているとはいえないのが現状である(国立教育政策研究所 2012)。これまで、わが国では学校基本調査や全国学力・学習状況調査といったデータの収集は進められつつあるものの、それらを教育政策形成において活用するには十分なデータとして整備されていないとみなすことができる。特に、学習指導要領の改訂の際には児童・生徒への影響から、実際の教育実践を行うことによる研究結果を踏まえる必要がある。

一方で、英国では 1980 年代後半のナショナル・カリキュラム導入以降、教育水準局 (OFSTED) を始めとして教育に関わる様々なデータが収集されてきた。また、モデル事業の実施によってナショナル・カリキュラムの見直しも行われ、事業の実施結果がエビデンスとしてナショナル・カリキュラム改訂に用いられてきた。英国の事例は、ナショナル・カリキュラム改訂におけるエビデンス活用の先進事例として挙げるることができる。

そこで、教育政策形成(本研究においてはナショナル・カリキュラム改訂)の際に用いられる研究結果をどのような判断基準で選別しているのかを比較分析することによって、今後のわが国における教育政策を形成する上でどのようにして教育における研究結果を活用することができるのか示唆を得られると考えた。

2. 研究の目的

上記、研究開始時の背景を踏まえて、本研究ではわが国と英国に焦点を当て、両国の教育政策の様態を捉えた上で、教育政策形成の際に用いられる研究結果をどのような判断基準で選別しているのかを比較分析することで、今後わが国の教育政策を形成する上でどのようにして教育における研究結果を活用していくべきか、その意義と問題点について示唆を得ることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究では研究の対象としてわが国と英国の教育政策形成におけるエビデンスの運用、特に両国のナショナル・カリキュラム改訂のエビデンスとなるモデル事業に焦点を当てる研究であるため、両国の調査及び資料収集を実施した。なお、英国はイングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドの 4 地域 (country) からなる連合王国であり、地域によって異なる教育制度が成立している。本研究では英国の人口 8 割以上を占めるイングランドを取り上げることで英国について論じていきたい。

また、2021 年には英国における教育事情等についてオンラインツールを用いてヒアリングを行い、関連する資料を可能な限り収集した。

4. 研究成果

以下では、両国での調査・分析の結果をそれぞれ取り上げていく。

(1) わが国における研究活用

わが国における学習指導要領改訂の際の研究活用として、研究開発学校制度やスーパーサイエンスハイスクール(以下、SSH)、スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール(以下、SELHi)といった学習指導要領によらない教育課程編成を認める事業の取り組みが挙げられる。

研究開発学校制度は昭和 51 (1976) 年度から実施開始となっており、昭和 43 年改正学校教育法施行規則第 26 条の 2 (現 55 条) により、学習指導要領外の教育内容や教育方法を扱い、独自の教育課程を編成する特例に基づき実施されてきた。研究指定された学校は 3 年間研究開発を行う予算が充当され、幼・小の連携や中・高の連携等の研究開発の 4 つのテーマのうちいずれかに取り組むこととされた(昭和 52 年度に小・中の連携を追加し、5 つのテーマに増加)。研究開発学校制度は平成 12 (2000) 年度から実施内容を改正し、研究開発を希望する学校の管理機関が都道府県の教育委員会又は知事を経由して研究開発実施計画を提出することで申請する方法に変更された。また、研究開発の 5 つのテーマも廃止となり、研究課題及び研究仮説を申請側が設定し、文部科学省において審査し認められた場合研究開発学校に指定されることとなった。また、指定期間も 3 年間から 4 年間に変更されている。

研究開発学校制度では、1970 年代の実施開始以降様々な教育実践の成果が蓄積されており、それらは小学校低学年「生活科」や小学校高学年「外国語活動」、高等学校「情報」や「福祉」、「総合的な学習の時間」の導入の際の資料となっている。また、学習指導要領の改訂だけでなく、義務教育学校や中等教育学校の新設にも研究開発学校制度の取り組みが参考にされている。

研究開発学校制度以外にも学習指導要領改訂のための特例を認める事業はあり、例えば、SELHi では英語教育の先進事例となるような学校づくりを推進するため、英語教育を重点的に行う高

等学校等を指定し、英語教育を重視したカリキュラムの開発、大学や中学校等との効果的な連携方策等についての実践研究が行われた。主な取組として、異文化理解のための活動や英語でのプレゼンテーション、英語の授業を英語で実施する等が各指定校で行われ、成果が報告されている。SELHI は平成 14 (2002) 年度に開始され、平成 19 (2007) 年度に終了した事業であるが、その成果として高等学校「外国語」の「授業は英語で行うことを基本とする」ことが学習指導要領に明記されたことが挙げられる。

また、SELHI と同時期である平成 14 (2002) 年度から実施開始となり、現在も続いている事業が SSH である。SSH は科学技術人材を育成することを目指し、理数系教育に重点を置いた研究開発を行うことを目的としている事業である。主な取組として「課題探究」による実験・調査等の活動と成果発表等が各指定校で行われ、成果が報告されている。SSH 実施による学習指導要領改訂への成果としては、高等学校「理数科」の「理数探究基礎」や「理数探究」が導入されたことが挙げられる。

以上のように、研究開発学校制度等の事業の成果が学習指導要領改訂の際に用いられているが、成果の活用は中央教育審議会の各部会での議論（平成 27 年 5 月 12 日教育課程企画特別部会参考資料 2 等）や国会での議論（平成 27 年 5 月 27 日衆議院文部科学委員会議事録や平成 7 年 9 月 27 日参議院決算委員会議録等）の場面でみられる。

（２）英国における研究活用

英国においては、わが国のような研究開発学校制度といった制度化された特例は見られないが、モデル事業としての教育実践の模索は見られる。例えば、ナショナル・カリキュラムにおいて示されている STEM（科学・技術・工学・数学）や「デザイン・技術」の教育を模索するために教育省（the Department for Education: DfE）が実施したモデル事業が契機となって、学校現場に 3D プリンターを導入した事例がある。英国において、数学や理科は「中核教科」として、また「デザイン・技術」は「基礎教科」として必修教科になっており、それらの教科の中でより効果的な教育方法が模索されていた。そのような中、このモデル事業は 2012 年から 2013 年にかけて実施され、モデル校に指定された 21 校に 3D プリンターが設置された。各校では STEM や「デザイン・技術」に関する授業の中で 3D プリンターを用いた実践が試みられている（Department for Education 2013）。

3D プリンターを導入した結果、子どもが興味を示したり、意欲が上がる等の効果が明らかになったとして、3D プリンターをさらに 60 校に導入する事業拡大を教育省は決定している。また、ナショナル・カリキュラムの中で「デザイン・技術」について 3D プリンターを導入した教育を行うことが示されている。

ただし、この他のモデル事業においては実施されたもののその後の展開が見られない（ナショナル・カリキュラムへの反映等の検討が行われていない）事業も一部見受けられた。

（３）まとめ

最後に、（１）及び（２）において取り上げてきたわが国の研究開発学校制度等の事業と英国のモデル事業について、比較検討を行った結果を示したい。

ナショナル・カリキュラムを改訂する際の教育実践の研究成果を活用する際には、両国においての相違や共通点が見られる。わが国において教育実践の研究成果を活用する際には、各指定校において行われてきた多様な取組の中から中央教育審議会や国会での議論において必要となる成果を取り出して資料として活用している。つまり、当初から学習指導要領改訂に特定の目的をもって設けられた事業（例えば、小学校英語を実施するために小学校英語について研究を行うモデル事業等）を実施することによって学習指導要領改訂の資料に活用するのではなく、指定校の多様な取組成果の中から学習指導要領改訂の際の資料に用いるという手法が取られているといえる。この手法は、エビデンスの間接的な利用とみることができる。

一方、英国の事例では、ナショナル・カリキュラムの中での STEM や「デザイン・技術」の教育を模索するためにモデル事業を実施しており、その結果をナショナル・カリキュラムの改訂に反映させている。その点において、政策を実現するための「検証」としてモデル事業は実施され、その情報が目的に沿って活用されている。このように英国のエビデンスは、実証政策を想定し、それを目標として設定されたモデル事業を行うことで政策を事前に検証するための情報収集を行っており、エビデンスの直接的な利用がなされているといえる。

ただし、両国においての教育実践の研究成果の活用については課題も見られた。わが国の場合には、間接的な利用をしていることにも関わって、研究開発学校制度等の事業で行われる教育実践が各学校の創意工夫に任されており、研究開発の成果の体系的な蓄積は不十分といえる。教育実践の研究成果のうち、何が学習指導要領へ反映されるのかはその時の中央教育審議会や国会での議論の動向次第になってしまっているといえる。英国においても、度重なる政権交代や省庁再編により教育政策の方向性が変わることがあり、その結果収集されたエビデンスが利用されないという可能性も起こりえることがわかった。時の政治や組織体制に教育が左右されることなく体系的な研究成果の蓄積と研究成果に基づく教育政策の実現を行っていくための政策形成過程における手法の確立が求められる。また、両国においてどの研究成果を活用するのかという判断基準は明確にはなっていない状況が明らかになった。

<引用文献>

国立教育政策研究所編（2012）『教育研究とエビデンス 国際的動向と日本の現状と課題』明石書店。

Department for Education (2013), '3D printers in schools: uses in the curriculum, Enriching the teaching of STEM and design subjects'.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 小野まどか
2. 発表標題 教育政策における研究活用に関する考察 研究開発学校制度等の研究指定事業に焦点を当てて
3. 学会等名 日本教育行政学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------